

働きと産み

——戦時下に構築された「女性は家庭」という性別役割分業——

張 馨 筑

はじめに

「男性は仕事、女性は家庭」という考え方は、日本社会に深く根付いた性別役割分業であり、社会構造、雇用制度、福祉政策に大きな影響を与えている。この考え方の下、女性は家庭に属する社会的役割を担うものとして固定化されている。明治時代には、家制度の確立と良妻賢母教育の推進により、家庭と女性の結びつきが強化された。この時期から家庭は女性の領域として位置づけられるようになった。大正時代に入ると、大正デモクラシーの自由主義運動の影響を受けた女性たちが、変化した環境に取り巻かれ、自らの意思を尊重し、女性の権利を擁護する運動を展開し始めた。この時期に「職業婦人」という新たなアイデンティティーも誕生し、女性の社会進出が進んだ。

中国との十五年戦争に突入することにより、女性の自己尊重意識の覚醒に関する運動は挫折を余儀なくされた。1938年に「国家総動員法」が施行され、日本は長期にわたる戦時体制下に置かれた。戦時下では、男性が兵士として戦場に送られる一方で、家制度と良妻賢母教育の下で育った女性たちは、家庭から外へ出て戦争協力の機会を得た。しかし、戦局の拡大に伴い、戦争継続のための政策が次々と公布されることで、女性の権利獲得運動は一時的に挫折し、女性のアイデンティティーや理想像が「妻」や「母」という家庭に属する社会的役割として再び強調されていった。

本稿では、第二次世界大戦前の自由意識の向上を背景に、自己尊重や女性参政権をめぐる権利獲得運動が活発化していた時期を取り上げる。その後、戦争の勃発に伴い、戦争遂行および勤労働員を目的とした政策が次々と公布され、さらには人的資源を確保するための生と性に関する政策が導入された。これらの政策によって、女性のアイデンティティーと家庭内における役割がどのように結びつくようになったのかを分析する。

本稿の目的は、戦時下において公布された政策と「女性は家庭」という性別役割分担意識との関連性を明らかにし、それが女性のアイデンティティーにどのような影響を与えたかを考察することである。また、これらの政策が戦後の日本社会において、女性の社会的地位や役割の再構築にどのように寄与したのかについても検討する。

1 自己尊重を追求する戦前の女性達と戦争の勃発

明治から大正への移行期は、1914年から1918年の第一次世界大戦の発生や、1923年の関東大震災後の復興など、重要な出来事が相次いだ時期であり、明治後期の家制度の確立と良妻賢母教育の推進から、自己尊重意識の覚醒へと変化する時期でもあった。

社会全体の近代化・工業化・都市化が進行する中、女性が新たな労働力として社会へ進出する機会を得た。教育分野では教員、医療分野では看護婦、医師、産婆、サービス業界ではデパート店員、客室乗務員、情報通信分野では記者、芸能分野では女優、その他にも事務員、タイピスト、美容師、電話交換手、新聞・牛乳配達などの花形職業が登場し、「職業婦人」という新たなアイデンティティーが誕生した¹⁾。その中で、看護婦という職業は当時ほとんどが女性の専門職で、女性は「看護婦」、男性は「看護師」と呼ばれ、職業名には性別の区別が含まれていた。2001年に「保健婦助産婦看護婦法」が「保健師助産師看護師法」と改称され、2002年には「看護婦」と「看護師」の呼び方が廃止され、「看護師」に統一された²⁾。

このように、新たな女性像としての「職業婦人」が生まれると同時に、自己実現を追求する動きが広がり、女性問題に関する雑誌の創刊や組織の設立、参政権をはじめとする女性の権利獲得運動が活発になった。1911年には平塚らいてうや与謝野晶子らによって『青鞥』が創刊され、創刊号では「元始、女性は實に太陽であつた。眞正の人であつた。今、女性は月である。他に依つて生き、他の光によつて輝く、病人のやうな蒼白い顔の月である」「山の動く日來る」などのフレーズが掲載されていた³⁾。これにより、自己尊重だけでなく、自由結婚・自由恋愛などの自由に関するキーワードや、貞操問題、母性、墮胎、娼婦をめぐる議論が行われ、従来の社会制度に対して異議を唱える「新しい女」が誕生した。この動きに伴い、女性の理想像や貞操、墮胎に関する論争も巻き起こった。その他にも、『中央公論』の婦人問題特集号や、『読売新聞』に新設された婦人付録などが存在した⁴⁾。

この時期、女性参政権を求める運動も活発化した。明治末期に平民社が行った1900年の治安警察法改正請願運動や、1905年の女性の政治参加を求める改正運動がその発端となった。1911年には平塚らいてうが青鞥社を結成し、与謝野晶子、伊藤野枝、田村俊子、岡本かの子、神近市子らが参加した。1900年以降、「治安警察法第5条」により女性の政治活動が禁止されており、参政権どころか政治的な活動自体が制限されていた状況下で、1919年には平塚らいてうや市川房江、奥むめおらによって新婦人協会が結成され、女性参政権を求める運動が本格化した。同年にはガントレット恒子や久布白落実らによって日本婦人参政権協会も結成された。

新婦人協会は当初、女性参政権の獲得運動を主要な活動に掲げていなかった。治安警察法

第5条により、女性は政治活動に参加する権利すら持っておらず、この法律が「不合理な矛盾した非立憲的な法律」と見なされ、改正が急務とされた⁵⁾。また、花柳病(性病)にかかった男子の結婚制限に対する請願運動も行い、「社会的自覚を促し、根本的改造への道を開く手段」として、女性の意識向上と世論喚起を図った⁶⁾。しかし、数回にわたる請願書の提出にもかかわらず、両案とも廃案となり、1922年に新婦人協会は解散した。その後、1924年に市川房枝と久布白落実によって「婦人参政権獲得期成同盟会」が結成され、女性参政権運動が引き継がれた。同盟会は結成後、1925年に女性の結社権、公民権、参政権を取得するため、婦選3案を第50議会に提出したが、いずれも否決された。その後も1933年までに何度も提出されたものの、すべて却下された。さらに1931年9月18日の柳条湖事件や1937年7月7日の盧溝橋事件が勃発し、運動は挫折した。

当時、婦選運動で挫折した市川房江は各組織を統合して民間の女性団体を結成し、戦争を協力したと同時に、白米廃止運動、買いだめ運動、女性の坑内労働禁止問題、性病(花柳病)予防、働く母親のための野外保育所の設立に取り組み、戦時下の女性や子どものために、活動を継続した⁷⁾。しかし、柳条湖事件及び盧溝橋事件による戦争の勃発は、女性の自己意識の向上や、婦選3案を含む女性の権利獲得を遅らせたとも言えるだろう。柳条湖事件の発生後、戦争への伏線が敷かれ、盧溝橋事件以降、政府は「挙国一致、尽忠報国、堅忍持久」というスローガンを掲げ、国民全体に対し、生活面や経済面での統制を受け、精神面を含むあらゆる面から戦争に協力することが求められた⁸⁾。戦線が拡大すると、1938年には「国家総動員法」が公布され、中国との全面戦争に突入した。戦争遂行のために、男性は次々と戦場に送り出され、女性は台所から銃後へと役割を移し、軍事支援や銃後活動に従事することを求められた。その一方で、井上輝子が指摘するように、「男女の上下関係と性別役割分業という、近代社会ないし近代国民国家のジェンダー秩序が、露骨に顕在化した」のである⁹⁾。

明治後期から推進されてきた家制度と良妻賢母教育は、大正デモクラシーの自由運動の影響を受け、女性たちが自らの意思を尊重し、男女平等の権利を求め始めていた。しかし、婦選3案が実現することなく戦時体制に突入した。戦争遂行のため、男性が出征する一方で、女性たちは精力的に軍事支援や銃後活動に従事し、「銃後婦人」として社会に進出した。また、「銃後婦人」という言葉は、戦時下、戦争協力のため、結成された愛国婦人会や大日本国防婦人会といった女性団体による発刊物の中でも広く使用されていた。例えば、大日本国防婦人会が出版した『国婦銃後の花』の中では、同団体の誕生に関して「(中国との十五年戦争の勃発により)銃後婦人の運動が漸く大衆化するに至り」と記されており、この文脈で「銃後婦人」という言葉が使用されている¹⁰⁾。また、同書内には、「銃後婦人の責務」という節もある¹¹⁾。さらに、その運動の動機や責務について「此の運動の動機は前に述べた様に出征軍人並其の遺族家族に對して銃後婦人の母とし姉妹としての奉仕の精神に外ならなかつたのである然るに軍部に於ては靜かに世界の情勢を眺め(中略)男女一体となり所謂一億

働きと産み

一心で総力戦に備へねばならぬ、のみならず自から銃後婦人としての責務を果たす外更に子女を健全に養育して次代の國民を造る大責務のあること」と述べられている¹²⁾。また、愛国婦人会の機関誌『愛国婦人』でも、「銃後婦人」という表現が頻繁に使用されていた。例えば、第85号には「衣服に対する銃後婦人の自覺」という文章があり、第92号には「スパイと銃後婦人」という文章が掲載されている¹³⁾。このように、「銃後婦人」という言葉は、戦時中の女性の役割を強調するために多くの場面で使用され、特に家庭内外での奉仕や子女の養育を通じて国を支える責務が求められたことが、これらの資料からも読み取れる。銃後婦人というアイデンティティーが誕生したと同時に、女性の権利獲得運動は一時的に挫折し、「勤労報国」「産児報国」「結婚報国」というスローガンに基づき、女性理想像は妻や母としての役割を中心に、生と性を軸に再定義されていったのである。

2 全民戦争と女性の勤労働員

(1) 初期の女性の勤労働員

戦局の拡大に伴い、戦線に送られる男性が増加すると、国内では兵力や生産力の補給、軍需の補足などに必要な労働力が枯渇し、深刻な労働力不足が生じた。この状況を受け、労働力や物資の統制を強化するために「国家総動員法」が制定された。この法律は1938年4月1日に近衛文麿内閣により公布され、同年5月5日に施行された。国家総動員法は、戦争協力を目的とし、「國家総動員トハ戦時ニ際シ國防目的達成ノ為國ノ全力ヲ最モ有効ニ發揮セシムル様人的及物的資源ヲ統制運用スル」ことを目的として制定された¹⁴⁾。この法律により、人員や物資など、国家総動員上必要と認められた資源は、承認なしに政府によって統制・運用されることが規定され、総力戦が強化された。国家総動員法の施行に伴い、男性が戦場に送られる一方で、国内では戦争協力を目的とした愛国婦人会、大日本国防婦人会、大日本連合婦人会、日本婦人団体連盟など、官製・民間の婦人会が相次いで結成され、銃後の支援活動が展開された¹⁵⁾。さらに、国家総動員法に基づき、国民の職業能力を把握するための「国民職業能力申告令」（1939年1月）が制定され、その登録制度に基づき労働者を徴用し配置する「国民徴用令」も施行された。こうした政策のもとで、出征軍人の増加による労働力不足に対応するため、女性たちは総動員政策の一環として職業進出を果たし、軍需工場での生産や防空通信の補助など、各種の勤労奉仕に従事することが求められた。他方で、総力戦体制下における国民の「大衆化」について、佐藤卓己は「総力戦を通じて『大衆の国民化』を達成した」と指摘している¹⁶⁾。彼は、システム社会において雑誌メディアが「読者の『階級』『世代』『性差』による利害対立を『国民』という抽象的の高い次元で解消し、個人の主体的や自主性をシステム資源として動員することを可能にした」と述べている¹⁷⁾。総力戦体制下では、「国民化」が「大衆化」へと進み、国民全員が「国民」というアイデン

ティティイーのもとで動員され、総力戦に必要なシステム資源として機能するようになった。この過程において、階級や性別、年齢による差異や格差が一時的に解消される可能性が生じたものの、実際にはそれらの不平等が完全に解消されたわけではなかった。

1939年、「長期戦態勢下ニ於ケル労働力ノ根基ニ培フト共ニ」「軍需ヲ充足スルコト」「生産力拡充計画ヲ遂行スルコト」「輸出ヲ復興スルコト」「国民生活ノ必需ヲ確保スルコト」という四つの「事項ノ達成ヲ目途トシテ労務ヲ統制運用スル」ことを目的とする「労務動員実施計画綱領」が公布された¹⁸⁾。この綱領では、出征軍人の増加に伴う労働力不足に対応するため、軍需の充実、生産力の拡大、戦時輸出の維持、生活必需品の確保を目標に掲げ、女性も労働力として積極的に活用されることが定められた。具体的には「女子ノ労務ニ関シテハ職場ノ選択ニ付適切ナル指導ヲ行ヒ輸出産業等特ニ女子ノ労務ヲ必要トスル産業ノ需要ヲ充足スルコトヲ第一議トシテ未婚ノ不就業女子ニ付就業勧奨ヲ積極的ニ行フモノトス」と定められた¹⁹⁾。男性に代わる働き手として、女性の動員目標は「女子ノ需要ニ対スル供給超過四萬四千人ノ男子労務ヲ節約セル業務ニ代用セシムルモノトス」と推定されていた²⁰⁾。翌1940年の「労務動員実施計画綱領」では、「女子ノ需要ニ対スル供給超過数七萬人ハ男子労務ヲ節約セル業務ニ代用セシムルモノトス」と改訂され、4万4000人から7万人に増加した²¹⁾。戦争の初期段階において、年々増加する出征軍人に伴う労働力不足を補うため、女性が労働力の一部として動員され、就業勧奨が積極的に行われる政策が取られていた。戦局の拡大に伴い、勤労働員の需要は次第に増加し、それに応じて政策がより具体的に策定された。

1941年9月、閣議で決定された「労務動員実施計画ニ関スル件」では、「労務緊急対策」を講じるため、「一般労務者」を「現下ノ労務事情ニ鑑ミ常時要員ト臨時要員トニ区分」し、女性労務者を「常時要員」として分類した²²⁾。常時要員が必要とされた産業には、軍需産業、生産拡充産業、同附帯産業、生活必需品産業、運輸通信業及び国防土木建築業などが含まれていた²³⁾。また、「女子ニ付テハ男子労務者の代替トシテ未婚女子ヲ主タル対象トシ之が動員ヲ強化ス」と定められ、出征する男性に代わる女性労働力の動員が強化された²⁴⁾。同年11月には、14歳以上25歳未満の未婚女性を国民勤労報国隊の勤労働員対象とする「国民勤労働員令」が公布され、12月に施行された。この法律では、「国民勤労報国隊ニ依ル協力ヲ為サシムベキ者ハ帝国臣民ニシテ年齢十四年以上四十年未満ノ男子及年齢十四年以上二十五年未満ノ女子（妻及届出ヲ為サザルモ事實上婚姻関係ト同様ノ事情ニ在ル女子ヲ除ク）トス」と定められた²⁵⁾。戦局の拡大に伴い、軍需品や生活必需品の生産増強が急務となり、女性労働者の需要が急増したことは明らかである。しかし、この勤労働員における男女の年齢制限の違いから、性別に基づく差別が見受けられる。「国民」というアイデンティティのもとで動員され、階級や性別による差異や格差を解消する可能性が示唆される一方、

働きと産み

実際にはその差異や格差が依然として存在しており、その矛盾が含まれている。また、既婚女性を勤労対象から除外する条項により、婚姻関係の有無が女性の労働義務に直接影響を与え、家庭における役割の違いが明確にされた。これにより、戦時下においても女性は家庭を守るべき存在として位置付けられていたことが浮き彫りとなる。この点に関して、女性の役割が家庭に限定されることが国策として明確に打ち出され、戦時下の動員政策でさえも家制度を維持しようとする姿勢がうかがえる。特に、結婚していない女性には労働が求められる一方、既婚女性には家庭内の役割が優先され、労働力としての扱いに明確な差異があった。このような政策は、戦時下の非常事態においても、家庭を重視する性別役割分業が強固に存続していたことを示している。

(2) 後期の女子の勤労働員

1942年、米軍から「ドーリットル」空襲を受けた日本は、市民が適時に避難できるようにするため、空襲警報及び防空態勢の整備の重要性を認識し、防空部隊の増員が急務となった。男性労働力が不足する中、女性はその不足を補うために募集され、女子通信隊や防空監視員、通信技術者などの新しい職種が出現した²⁶⁾。1942年10月27日の東京日日新聞には、「女子軍属（電話通信手及班長）募集」と題された記事があり、17歳から25歳までの女性を対象とした募集が行われた²⁷⁾。女子通信隊員の任務は、軍および民間の監視哨から得られる目視による情報の受信や、敵機の来襲情報、秘密情報を取り扱う重要なものであり、そのため厳格な審査を経て選抜されていた²⁸⁾。給料も比較的高く、制服としてはスカートに開襟のカーキ色やオリーブ色の上着、制帽、白手袋、軍靴が支給されていた²⁹⁾。このように、軍隊で働く女子通信隊員たちは、揃いの制服を与えられ、従来にはなかった新しい軍人スタイルとして進出した³⁰⁾。しかし、彼女たちは「婦人兵」ではなく「軍属」という位置付けで扱われ、兵士ではないものの軍に属する職務を果たしていた³¹⁾。元女子通信隊員であった沼津晴子は、女子通信隊に入隊した当時の思い出について以下のように記している。

東北宮城県の石巻市で生まれ育ち、花嫁学校の如き女学校で面白くおかしく楽しい学生生活を過して平凡な主婦となるべくけいこ事に励んでいた一人の娘が十八年十二月八日の日米開戦と共に「祖国」を意識し運命を共にする覚悟を固めて行ったのは、あの当時の国民ならばごく当たり前の事であった³²⁾。

この記述から、戦争が起こらなければ、彼女は花嫁学校を卒業後に平凡な主婦となるのが自然な進路であったと推測できる。このような進路は、当時の女性のアイデンティティーが「嫁」「主婦」といった家庭内の役割と密接に結びついていたことを示しており、性別役割分業が戦前の日本社会において、家制度や良妻賢母主義によって強固に存在していたことがう

かがえる。また、祖国のために、「運命を共にする覚悟を固めて行ったのは、当たり前の事」という言葉から、強い愛国心が感じられる。もう一人の元女子通信隊員であった中島初音は、当時の経験について次のように記している。

兵隊さんと同じように夜勤あり、階級もあり、先に軍の事務関係の仕事をしていた。(中略)若い女子十四、五歳前後の隊員、二十名ぐらいを一組にして通信の仕事、おもに電話連絡、夜は空襲、一言でも聞き間違えれば大変な事になる、緊張の毎日だった。あの頃は、お国のためという一言で、さほど死という事を恐れてはいなかったような気がする。むしろ誇りにさえ思い、仕事も張り切っていたような感じ——³³⁾。

この記述から、未成年であった彼女たちは兵士と同様に過酷な勤務をこなし、これまで体験したことのない緊張感の中で業務に従事していたことがわかる。しかし、その厳しい状況にあっても「お国のため」という強い愛国心が彼女たちを支えていたことがうかがえる。この愛国心は、死への恐怖を克服し、むしろ誇りとして受け入れられる精神的支柱となっていたようである。当時、警報室で務めていた元女子通信隊員の今井ぶんは、次のように記している。

採用試験は学科、面接、体格検査で厳しいものであった。(中略)通信員は砲兵操典により教育を受ける、共立学園の二階の教室で「兵営とは苦楽を共にし、死生を同じうする軍人の家庭である」に始まる内務、通信、教練、救急法その他。講義中に「瞬きをした」「口玉が動いた」と叱られた内務、寒風吹きさらす屋上で「声が小さい」とないかいても号令のやり直し、寒さにかじかむ手で拳手の敬礼、ニコ小隊の人達の前で一人で歩調をとる各個教練、日陰の校庭で九二式電話機を担ぎ滑車を引きずって電話線を張り情報を送る通信訓練、防毒マスクをかぶっての駆け足（これは苦しくて顎の下から指を入れて走った）若くて体力が有るとはいえやはりつらい、でもみんな頑張った。三ヶ月半の教育を終了（中略）兵隊と交替して情報、警報室の実務に執いた³⁴⁾。

この記述からわかるように、女子通信隊員は軍属として入隊したものの、陸軍の砲兵操典に基づく厳格な訓練を受け、兵士と同様に厳しい体格検査や教育を課されていた。さらに、勤務中は厳しい監視下に置かれ、罰則も存在していたと元女子通信隊員の菅原繁子は以下のように述べている。

(女子通信隊員の勤務中には)後ろに全部偉い将校さんたちが立ってるんですから。間違ったりしたら、罰、罰、罰になるからね。トイレ掃除とか、10分間立ってないとい

働きと産み

けないとか。本当に私は神経を使いましたね。体が悪くなってやめる人も出てくるわけ。胸が悪くなった、かっけだのなんなのってね³⁵⁾。

これらの証言から、戦時中、彼女たちはお国のために役割を果たし、辛い経験にも耐え抜いていたと考えられる。この愛国心は、従来の家庭内の役割を超えて、家から出て働く機会を与えるものであった。家制度や良妻賢母教育のもとで培われた性別役割分業が強固に存在していた時代において、この愛国心はその社会通念を覆し、女性が公的な場での役割を果たす正当な理由として機能した。しかし、この愛国心は、戦争遂行のためにプロパガンダとして利用された側面もあり、女性たちは「お国のため」という大義のもとで役割を与えられる一方で、その愛国心が戦時体制に吸収され、個々人の犠牲が伴うことが多かったことも見逃せない。同じく元女子通信隊に務めていた森田柁子は、当時の愛国心に関する教育について次のように証言している。

(父が)女の兵隊さんがいるんだよっていうのを食事のときに申しましてね、そんな方々がいるんだったら、私そっちのほうが絶対やりたいって。間接的な仕事をするよりも、直接お役に立ちたいと。あのころはみんな軍国少女で教育されていたので、もう徹底的に愛国心を植え付けられましてね。ですから自然とそういう雰囲気になりましたね。戦争や兵隊がどういうものかも全然未知の世界でしたから、これから徐々にどういう生活になるかというのも深く考えることはありませんでした³⁶⁾。

森田氏の証言から、当時の教育によって軍国主義的な価値観が浸透し、愛国心が強く植え付けられたことがわかる。女性が「お国のため」に働くことは奨励されており、それが自然なものとしてされていた。しかし、家制度や良妻賢母教育の影響を受けていた社会では、女性が独立して働くことは一般的ではなく、間接的な仕事に就くのが主流だったと考えられる。その中で、女子通信隊のような軍隊での直接的な仕事は、従来の女性の役割とは一線を画していた。当時の銃後事業は、軍需工場での作業や出征兵士の見送り、慰問袋の作成といった活動が中心であったが、女子通信隊では、男性と同様に軍隊の一員として直接的な役割を果たすことが求められた。これは、女性にとって、新たなアイデンティティーを持って社会に進出する機会であり、従来の性別役割を超える挑戦でもあった。また、森田氏と中島氏の証言にあるように、女性たちは軍隊という「未知の世界」に身を投じることになり、これまで経験したことのない新たな責任と緊張感を抱えながら、その任務を遂行していったのである。

戦争勃発後、男性が兵隊に行ったことで、女性は家から出て戦争協力を理由に職に就く機会を得た。しかし、戦争によって女性に訪れた社会進出の機会は、男性が占めていた職位に空席が生じたことによって得られたものであり、女性が男性の代わりにあらゆる職場に進出

したのである³⁷⁾。戦局の拡大により、出征する男性の増加による労働力不足が逼迫する中で、男性の労働力をより有効に活用するために、「禁止職種ニ従事スル男子労働者ニ対スル措置」の公布によって、17業種の男子就業の禁止・制限措置がとられるようになった³⁸⁾。これにより、女性労働者の需要が増加し、女性の動員が強化された。その結果、1944年8月22日に、12歳から40歳までの独身女性を対象に動員することを目的とした「女子挺身勤労令」が公布された。この令により、戦争終結までに「女子挺身隊」として長期間の労働義務が課せられ、兵器生産などの労働を担当し、戦争後期には各地の軍需工場に充足した³⁹⁾。戦時中、女性にはさまざまな勤労奉仕が求められただけでなく、戦争継続に必要な人的資源の確保を目的として、政府は「結婚報国」や「産児報国」といったスローガンを掲げ、各種の人口政策を推進した。結婚や出産といった本来は個人的な事柄も、明治民法750条に基づき戸主の管理下に置かれただけでなく、国家事業として捉えられ、国家によって管理されるようになった⁴⁰⁾。

3 結婚と出産に関する人口政策

絶えない人的資源で戦争が継続できるように、結婚と出産が国家の社会的事業として管理され、国民に義務付けられた。そのため、各種の人口政策が公布され、厚生省によって三越デパートに国立の優生結婚相談所が開設されるなどの手段も講じられた⁴¹⁾。1939年9月30日、阿部内閣厚生省予防局優生課の民族衛生研究会によって以下のような「結婚十訓」が発表された⁴²⁾。

- 一、一生の伴侶として信頼出来る人を選べ。
- 二、心身共に健全な人を選べ。
- 三、悪い遺傳のない人を選べ。
- 四、お互いに健康証明書を交換せよ。
- 五、近親結婚はなるべく避けよ。
- 六、晩婚を避けよ。
- 七、迷信や因習に捉はれるな。
- 八、父母長上の指導を受けて熟慮断行。
- 九、式は質素に届は當日。
- 十、生めよ育てよ國の為。

「結婚十訓」の発表は、政府から配偶者を選択する条件を示すと同時に、いくつかの問題を浮き彫りにしている。まず、戦争による人的資源の確保が重視され、この重視から推測でき

働きと産み

る人的資源の不足に対する危機感がある。次に、結婚十訓の核である「お国のため」という愛国教育の植え付けであり、そのための早期結婚を推奨したことが挙げられる。戦争継続のために、「悪い遺傳のない人を選べ」「近親結婚はなるべく避け」「お互いに健康証明書を交換」などの結婚要件が設定され、健康な次世代を産むことが「お国のため」の任務となった。戦時節約のために結婚式も簡素にするよう定められ、結婚自体の意味が「家庭を築く幸せ」から単なる出生率の向上へと単純化された。結婚が「家庭を築く幸せ」を獲得するための手段ではなく、「国家を滅ぼさず、出生率や人口の発展性を確保するための手段」とされる場合、「結婚すると幸せになるから結婚しよう、家庭を作ろう」という一般化されているライフコースの考え方は、単なる「お国のために出生率や人口の発展性を確保するための口実」となるのではないかと考えられる。最後は、第十訓の「生めよ育てよ國の為」は、聞き手が女性であることが重要である。なぜなら、子どもを産むという生殖の行為ができるのは女性のみだからであり、結婚適齢期の男性が次第に出征したことで、子どもを育てることが戦時中には女性の任務となったからである。この視点からみると、「結婚十訓」は、男女への配偶者選択のアドバイスというよりも、「お国のため」、戦争の継続のために次世代の人的資源である子どもを産むことが妻として母としての女性の急務であると、戦時中の女性へのメッセージを伝えたものである。もちろん、現在の日本社会は戦時中ではないが、戦争でそれらの問題を拡大した可能性もあると考えられる。

「結婚十訓」の第二訓「心身共に健全な人を選べ」と第三訓「悪い遺傳のない人を選べ」は、1940年に内閣府によって制定された「国民優生法」により、結婚や出産に関する規定がさらに詳細に定められた。国民優生法の第一条では「本法ハ悪質ナル遺傳性疾患ノ素質ヲ有スル者ノ増加ヲ防遏スルト共ニ健全ナル素質ヲ有スル者ノ増加ヲ圖リ以テ國民素質ノ向上ヲ期スルコトヲ目的トス」とされ、遺伝性疾患のある人々の増加を防ぐための法律が正式に規定された⁴³⁾。第二条と第三条では「遺傳性精神病」「遺傳性精神薄弱」「強度且悪質ナル遺傳性病性的性格」「強度且悪質ナル遺傳性身體疾患」「強度ナル遺傳性畸形」を悪質な遺伝性疾患として認め、これらの疾患をもつ人々とその子ども、孫が、場合によっては「優生手術ト称スルハ生殖ヲ不能ナラシムル手術又ハ處置」を受けることが認められていた⁴⁴⁾。このような法律により、遺伝的な素質に基づいて人々の結婚や出産が厳しく管理され、国家による優生政策が実施された。

これらの政策により、戦時中の女性の社会的役割や家庭の在り方は、国家の戦争継続のために大きく変化した。結婚や出産が国家によって強制的に管理され、個人の生活や幸福よりも国家の戦争目的が優先されることとなった。このような強制的な政策のもと、多子家庭と母性を推奨する政策も法律として正式に制定された。1941年1月には、「人口政策確立要綱ニ關スル件」が閣議決定され、以下の4つが目標とされた⁴⁵⁾。

- 一、人口ノ永遠ノ發展性ヲ確保スルコト
- 二、増殖力及資質ニ於テ他國ヲ凌駕スルモノトスルコト
- 三、高度國防國家ニ於ケル兵力及勞力必要ヲ確保スルコト
- 四、東亞諸民族ニ對スル指導力ヲ確保スル為其ノ適正ナル配置ヲナルコト

これらの条項から見られるように、優生政策の目的は「お国のため」であり、他国を超えるために必要な増殖力、兵力、労力、指導力を確保することにあつた。さらに、上記の目標を実現するために、第四条では「出生ノ増加ハ今後ノ十年間ニ婚姻年齢ヲ現在ニ比シ概ネ三年早ムルト共ニ一夫婦ノ出生数平均五児ニ達スコトヲ目標トシテ計画ス」と定められ、一家庭に5児を持つ計画が設けられた⁴⁶⁾。内閣府の写真週報には、多子家庭を奨励する「子宝一家の総力集めて一表彰に輝く多子家庭一」と題する記事も掲載されていた⁴⁷⁾。法律の制定と奨励の方法を通じて、「お国のため」の「結婚報国」「産児報国」を徹底的に実現しようとする意図が見られる。

その意図を根本的に実現するためには、女性への愛国教育と、家庭での母性の徹底的な発揮が必要であり、女性を妻や母としてのアイデンティティーを強く構築するための法律や政策も不可欠な一環であつた。「人口政策確立要綱ニ關スル件」には「高等女學校及女子青年學校等ニ於テハ母性ノ國家的使命ヲ認識セシメ保育及保健ノ知識、技術ニ關スル教育ヲ強化徹底シテ健全ナル母性ノ育成ニ努ムルコトヲ旨トスルコト」と定められ、「母性ヲ國家的使命」と認識し、その育成のための教育が求められた⁴⁸⁾。母性に関する教育は1942年に公布された「戦時家庭教育指導要項」にも現れ、「母性ノ教養訓練」が「國家觀念、社會觀念ノ涵養」、「日本婦道ノ修練」、「母性ノ自覚」、「時局認識」、「科學的教養ノ向上」という5つの項目に詳しく規定されていた⁴⁹⁾。これらの政策により、「お国のため」という愛国教育のもとで、女性は妻として母として家庭に子供を産み育てることが法的に認められる使命となつていた。戦時中の女性は、戦争の勃発によって各種の勤勞奉仕が求められ、社会進出の機会が得られたものの、愛国教育のもとで、妻として母としてのアイデンティティーや「女性は家庭」という性別役割分業が強く構築されてしまった。また、各種の勤勞奉仕の中にも「女性は家庭」というイデオロギーが存在していた。

4 「軍属」として働いた女性たち

雑誌『青鞥』創刊号において、平塚らいてうは「元始、女性は實に太陽であつた。眞正の人であつた。今、女性は月である。他に依つて生き、他の光によつて輝く、病人のやうな蒼白い顔の月である」と述べた⁵⁰⁾。戦時中の女性たちも、自ら輝く「太陽」ではなく、他に依存して生きる「月」としての役割を強いられていた。女子通信隊で働いた女性たちも、そ

働きと産み

の一例である。当時、婦人問題研究所所長の市川房江が編集した『婦人年報』には、次のような記述がある。

女子通信隊員、女子防空監視隊員の任務は、ともに直接的な戦時勤務に属し、しかも婦人の職業としては最も新しいものである。女子通信隊員については、昨年の暮、東部司令部で最初の募集を行ひ、二十歳前後の未婚女子〇〇〇名を軍属として採用した。採用された之等の婦人は殆ど全部高等女学校卒業者であるが、揃ひの制服を支給され、軍隊式の厳格な訓練を受け、既に通信による索敵活動に邁進しつつある⁵¹⁾。

この記述から、女子通信隊員や防空監視隊員が新たな女性の職業として登場し、軍事関連の業務に直接関わるようになったが、「軍人」としてではなく「軍属」として扱われていたことがわかる。軍人として正式に採用されることはなく、しかしながら軍隊式の厳格な訓練を受け、索敵活動における通信業務を担当していた。また、採用対象が未婚女性に限られていた点は、「国民勤労働員令」と同様に、婚姻関係の有無が女性の役割に直接影響していたことを示している。戦時中、女性は家庭を優先すべき存在として位置づけられ、家制度を維持する意図が政策に反映されていたのである。女性を「軍人」ではなく、「軍属」として採用したことは、「女性は家庭」という性別役割分業を強化し、女性を家庭に位置づける家制度との結びつきをより一層強固にしていた。1943年の第83回の帝国議会で、議員の松村光三が女性の軍人としての徴用について「理窟ハ抜キニシテ世界各国ノ情勢ヲ見、世界各国ノ航空機ノ生産ヲ見ル時ニ、少クトモ四割、六割ハ女子デアリマス、日本ノ現状如何、最早理窟ヲ抜キニシテ女子ヲ動員デナク徴用スル」と提案したが、当時の国務大臣であった東條英機は以下のような反対意見を出した⁵²⁾。

將來ハ兎モ角トシテ、今ハ女子ヲ徴用スル意思ハアリマセヌ、何處マデモ現在ノ國民ノ赤誠ニ懃ヘテサウシテ之ヲ挺身的ニ使フト云フ風ナ方法ヲ以テ解決シテ行キタイ、斯ウ考ヘテ居リマス、

私ハ女子ノ徴用ト云フコトハ重大ナリト考ヘテ居リマス、是ガ「ヨーロッパ」ノ今御話ノヤウニ、英國ガ斯ウシタカラ、米國ガ斯ウシタカラ、コンナコトニ調子ニ乗ツテヤツテ居ツタラ是ハ日本ノ家族制度ノ破壊ニナツテシマヒマス⁵³⁾。

東條英機は、女性を徴用することを重大な問題と認識しながらも、女性の徴用には消極的な姿勢を示した。その理由として、女子徴用が日本の家制度を破壊する可能性があることを挙げ、女性を男性と同様に軍人として徴用することを否定した。しかし、今井ぶん、中島初音、菅原繁子らの記述にも見られるように、軍属として動員された女性たちは、実質的には軍人

と同様に厳しい訓練や過酷な勤務を強いられていた。戦時下においては、家制度を維持するために女性を軍属として採用し、彼女たちの家庭内での役割が強調されていた。こうした役割は戦後も「自然で普通なもの」とされ、続いていったのである。元女子通信隊員であった岩城とも子は、次のように回想している。

乙女たちは寒さもねむけもみんな「お国のため」の情熱で唇をかみしめてがんばっていた。(中略) 終戦と共に郷里へ散って行った乙女たちも今は人の妻となり、母となって「戦争を知らないわが子」にどのように戦争の体験を話しきかせているのだろうか⁵⁴⁾。

この記述から、「お国のため」という愛国教育のもと、女性たちが過酷な環境に耐えながら軍属として働いていたことがうかがえる。終戦後、女性たちは「妻」や「母」としての役割を自然な進路として歩んでいったと推測できる。これまでの引用や証言から、女子通信隊員たちは男性の軍人と同様に制服を支給され、似たような過酷な環境で働き、厳しい罰を受けることもあったが、彼女たちは「軍人」ではなく「軍属」として扱われていたことがわかる。彼女たちは「お国のため」という強い愛国教育のもと、これまでに体験したことのない厳しい状況に耐え抜いた。一方で、身体検査不合格や体調不良によって退職を余儀なくされた者もあり、戦後、女性たちが「妻」や「母」として家庭に戻ることが「自然で普通な選択」として社会に受け入れられていた背景には、当時の性別役割分業に基づいた家庭教育が大きく影響していたと考えられる。元女子通信隊員であった森田柊子は、当時の家庭教育について次のように証言している。

何かにつけて『女のくせに』って言われていたんです。『女のくせにお兄さんに逆らうんじゃない』とか言われていたから。お嬢さんらしくしてられないんですね。反感をもっちゃうんです。

わたしが女性に産んでくれって言ったんじゃないって母にくっついてかかっていました。(学校でも) 女は家庭に入って、子どもを育てると、そういう教育だったんですけど、それにかえって反発するような性格だったんですよ⁵⁵⁾。

当時の家庭教育は、女性に「妻」や「母」としてのアイデンティティーを強く押し付け、「女性は家庭」という性別役割分業を強化していた。森田氏の証言にもあるように、女性は家庭を築き、育児を担うべきだという教育方針が一般的で、「お嬢さんらしく」振る舞い、家制度のもので兄に従うことも当然とされていた。しかし、森田氏のように、このような性別役割に疑問を抱き、反発する人も存在した。とはいえ、家制度や良妻賢母教育、さらに戦時下の愛国教育が強制した自発性によって形成された独自の時代性のもとで、「女性は家庭」

働きと産み

という価値観は非常に強固であり、女性たちの選択肢は限られていた。女性が家庭内に位置づけられ、妻や母としての役割を果たすことが「自然で普通」とされ、他の道を選ぶ自由はほとんどなかった。このようにして、女性が家庭に縛られ、彼女たちにとって「家庭」という場所が唯一の居場所となっていたのである。

5 「女性は家庭」から逃げられない使命

「女性は家庭」という性別役割分業の下、軍属として徴用された女子通信隊員だけでなく、女子挺身隊員もまた「家庭制度の破壊」を避けるため、家庭を中心にすべきだと要求された。1943年3月18日に閣議決定された「女子挺身隊制度強化方策要綱」においても、「女子挺身隊ニ依リ勤勞ニ従事セシムベキ者ハ国民登録者タル女子ニシテ家庭ノ根軸タル者ヲ除キ尚身体ノ状況、家庭ノ事情等ヲ斟酌シテ之ヲ選定スルコト」「結婚ソノ他ノ場合ニ於イテ已ムヲ得ザル事由アル隊員ニ就テハソノ離隊ヲ認ムルコト」と女性の家庭での役割が強調された⁵⁶⁾。それだけでなく、戦争目的の達成よりも、女性を妻として母とし家庭に位置づけるという家制度の維持が優先され、「家庭の根軸たる者」は徴用から除外され、結婚などの理由による離隊も認められていた⁵⁷⁾。「お国のため」に男性に代わって社会進出の機会があったものの、「お国のため」であっても、家庭と職業の二者択一では女性は家庭を優先すべきとされ、家制度が破壊されないように働くことが求められたのである。

1944年の『国民学校職業指導教科書』においても、「女子と職業」という課程が設けられていた⁵⁸⁾。その課程の趣旨には「女子の使命は、本来、家庭の人として家政諸般の任に當り、一家和合の中心となることに在るが、この母性たり主婦たる本務を忽せにしない限り、進んで職業に就くのはよいことであり、また職業生活の體驗を持つことは、将来主婦となり母となる上に有意義である」と記載されていた⁵⁹⁾。趣旨の内容からみると、女性の使命は「家庭の人」として家事を担い、和やかな家庭の中心となることであり、当時も将来も女性の本務は母性と主婦にあるとされ、職業に就く體驗も、将来その本務をさらに有意義にするためのものであった⁶⁰⁾。さらに、「女子と職業」という課程の「取扱の要領」の「一、時代の要求と女子の使命」では、以下のような内容が書かれている。

從來我が國の女子は専ら家庭の人として、良妻賢母たることを使命としてきたので、職業への關心は比較的乏しく家の外に出て職業に従事することは稀であったが、近年に至り、産業の發達や職業の分化等の諸原因によつて女子に可能な職業の種類は著しく増加し、(特に戦争で)男子の勞力の不足を補ふため女子の勞力が殆どあらゆる産業分野に要求されるやうになつてきたので、女子もまた國家の要求に副つて職業に就くべきことを教へる。なほ國家も女子の就職には十分の意を用ひ、女子本來の使命を阻害せぬ様

に務めてゐること⁶¹⁾。

上記の内容からいくつかのポイントが示されている。まず、戦争が勃発する前から、女性の使命は家庭に位置し、良妻賢母となることとされていた。次に、近代化・工業化・都市化の進行に伴い、職業婦人が出現した。そして、戦争により出征する男性が増加したことで労働力が不足し、女性があらゆる分野で勤労奉仕が求められるようになった。最後は、時代の変遷や戦争を通じて女性が社会進出の機会を得たとしても、女性にとって「家庭」こそが本務であるとされた。また、女性の「固有の特性」について、以下のような内容が書かれている⁶²⁾。

女子は一般に細かい注意力と強い忍耐力とがあつて、機械的連続的の仕事や、動作の単純な精密作業に適するといはれて居り、女子の職業も大體この特性にしたがつて開拓されてゐる。

上記の内容から、女性の「固有の特性」または「女らしさ」として、「細かい注意力」「強い忍耐力」「単純な作業に適する」といった特性を構築する傾向が見られる。これらの特性は、もし男性にも当てはまるのであれば特記する必要がない内容であり、男性と区別するために特記されたものと考えられる。このように、女性の「固有の特性」を強調することで、男女間の性差別が強化され、一般化された性別役割分業もまた強調されていた。戦争や時代の変遷により女性の職業進出が進んだものの、女性は「固有の特性」を持つ社会的役割として構築され続けた。このような男性とは異なる特性から生まれた「女性は家庭」という性別役割分業の考え方は、終戦後にも求められていた。

実際には終戦直後に「女性を家庭に復帰させる」という要請に対して疑問を抱く姿勢も存在した。1945年9月20日の『読売報知新聞』では、「働く女性は何処へゆく 帰る家なき歎き 要産業から離れる二百万人」という記事が掲載され、以下のような内容が報道されている。

戦争終結直前の女子有業者総人口は千三百六十七萬に達し、戦力増強の重要産業たる鉱業、工業、交通業関係だけでも三百十三萬を数へたのであった。(中略)戦争終結に伴ふ軍の復員や軍需から民需への産業転換による男子の失業人口は内地だけでも約八百万人といわれ、その就職問題の解決は新日本建設のための重要課題。(中略)一家の柱であった男子の戦死や戦災死によって資産を持たぬ寡婦、娘であっても自活或は生活の主体者として家族の扶養に當たらねばならぬものなどが相當に増えてゐる今日、女子の失業問題もなかなか軽視出来ないものがある。戦争中ヤイヤイいつて引っぱり出しておき

働きと産み

ながら今すぐ家庭に帰れというふやうな、女を道具視する考へ方には応じられない⁶³⁾。

この報道が示すように、戦時中に重要産業に従事していた女性たちは、戦争終結後も失業問題を直面していた。しかし、男性の失業問題を解決するため、女性の家庭への復帰が促された。女性は戦争が勃発した後、出征した男性に代わって空席となった職に就いていたが、戦争終結後には、戦場から戻ってきた男性たちに職を譲り、家庭に戻るよう求められたのである。この観点を裏付けたのが、約半月後の10月4日付『朝日新聞』に掲載された「失業者四七七万と推定 女子は極力家庭へ復帰」という記事であった⁶⁴⁾。この記事では、厚生労働省が失業者数の推定データを公表した。当時の総失業者数は784万人で、各種職業部門で男性に代わって働いていた女性就業者数は307万人であり、女性が家庭に復帰することで、男性の失業者数が477万人に減少するという内容であった⁶⁵⁾。この記事から、政府が「女性は家庭」という性別役割分業を強調し、女性を家庭に位置付けようとする意図が明らかである。

明治時代には家制度や良妻賢母教育が強く根付いており、戦時中にはさらに愛国教育によって女性たちに「家庭内での役割」を強調するイデオロギーが広まっていた。しかし、元女子通信隊員であった森田柊子のように家制度に反感を抱く人々や、女性の権利獲得運動を求めて活動した運動家たちも存在していたのは事実である。戦時中、女性たちは社会進出を果たし労働力として貢献したが、その進出はあくまで戦争を支えるための一時的なものであり、終戦後には再び家庭に戻されるという矛盾が生じていた。このように、戦時中の女性の労働参加は、女性自身の自立や社会的な自由の拡大とは必ずしも一致していなかった。むしろ、家制度や良妻賢母という思想が根強く残り、女性は依然として「家庭に入るべき存在」という社会的役割を押し付けられていた。

その結果、個人の自由意識や社会進出の機会があったとしても、時代性や制度の影響によって、女性たちは最終的に「妻」や「母」として家庭に戻ることが期待された。戦時中の政策や法律も、このような家制度や女性の家庭内役割を強化する方向に働き、戦後も「女性は家庭」「良妻賢母は女性の使命」というイデオロギーが社会的に強く求められていた。戦争や時代の変遷にもかかわらず、女性のアイデンティティーは「妻」や「母」という社会的役割と深く結びついたままであり、それが戦後も続いていたと考えられる。

おわりに

明治時代には、「女性は家庭」という性別役割分業が、家制度と良妻賢母教育を通じて社会に定着していった。大正時代に入り、自由主義運動の影響で女性権利獲得運動が盛んになり、職業婦人の登場など、女性の社会進出が徐々に進展していった。戦争の勃発により、男

性が戦場に送られる一方で、戦争協力のために女性にこれまで体験のない職域に進出する機会を得た。これにより、性別役割分業の枠組みが一時的に脱構築される可能性が生まれたが、戦争の拡大とともに女性のアイデンティティーは再び「妻」や「母」という家庭内の役割に強化され、終戦後にはその選択が自然かつ普通とみなされた。本稿では、当事者の証言や記録、関連法令、教科書の内容を通じて、近代教育により形成された「女性は家庭」という性別役割分業が、戦時動員によって一時的に脱構築されたものの、最終的には再び女性を家庭に縛り付け、性別役割分業が再構築されていった過程について考察した。

戦争遂行のため、女性たちは婦人会を結成し、出征兵士を援助したり、「国家総動員法」「労務動員実施計画綱領」「国民勤労働員令」といった国家政策のもの、「お国のため」という愛国教育を受け、出征した男性に代わる労働力として動員された。彼女たちは軍事援護や銃後事業を中心に戦争に必要な人員や物資の生産に動員されたり、女子通信隊員や防空監視隊員として徴用されたりしていた。しかし、「家庭制度の破壊」を避けるため、女性は「軍人」ではなく「軍属」として扱われ、彼女たちの役割は家庭の枠内に留まるように調整された。加えて、国民教育の教科書にも、良妻賢母になることが女性の使命であると明記され、女性のアイデンティティーは家庭内に限定された役割に強く結びつけられていた。また、戦争の継続を支えるために、人的資源の確保を目的とした「国民優生法」や「人口政策確立要綱」といった人口政策が実施され、結婚や出産が国家の管理下に置かれることになった。これにより、家庭内における出産や育児は女性の使命とされ、国家の人口を維持・増加させる重要な役割として強調されたのである。

戦時中の政策研究や戦後の新聞資料からも明らかのように、女性の社会進出が一時的に進んだとしても、「男性は仕事、女性は家庭」という社会通念が根強く残り続ける限り、女性の完全な社会的自立は困難であった。家庭における「妻」や「母」としての役割が女性の「使命」とされ続け、その影響は社会構造や雇用制度、福祉政策にまで及び、女性の真の自立を妨げる悪循環が生じるのである。

21世紀に入り、多様性の重視やジェンダー平等の推進が進められ、状況は改善されつつある。政府や企業が女性の社会進出を促進する政策を実施し、男性の生きづらさにも注目が集まり始めた。しかし、2024年に世界経済フォーラム（WEF）が公表したジェンダーギャップ指数によると、日本は146カ国中118位であり、昨年の過去最低である125位からわずかに上昇したものの、依然として低迷している。これは、男女間の性差別や不平等が今なお根強く存在していることを示している。これらの不平等の背景には、依然として存在する「女性は家庭」という性別役割分業の影響があると考えられ、この持続的な不平等の構造的要因についてさらなる研究が必要である。この課題に取り組むことで、日本社会におけるジェンダー平等の実現に向けた新たな洞察が得られる可能性がある。

注

- 1) 東京市役所編『婦人職業戦線の展望』(白鳳社, 1932年), 付録1~4頁。山崎貴子「戦前期日本の大衆婦人雑誌にみる職業婦人イメージの変容」『教育社会学研究第85集』巻19(日本教育社会学会, 2009年), 93頁。
- 2) 保健師助産師看護師法等の主な改正経緯に関わる法律は, 以下の通りである(出典:厚生労働省)。「保健婦助産婦看護婦法制定」(1948年), 「保健婦助産婦看護婦法の一部改正」(1951年, 准看護婦制度の新設など), 「保健婦助産婦看護婦法の一部改正」(1968年, 男子である看護人の名称は「看護師」または「准看護師」へ変更), 「看護婦等の人材確保の促進に関する法律制定」(1992年), 「保健婦助産婦看護婦法の一部改正」(1993年, 男子に保健指導業務を認める保健士制度の創設), 「保健婦助産婦看護婦法の一部改正」(2001年6月29日公布, 保健婦, 看護婦, 准看護婦に守秘義務を創設など), 「保健婦助産婦看護婦法の一部改正」(2001年12月12日公布, 以下の4つの名称変更: ①「保健婦(士)」→「保健師」②「助産婦」→「助産師(女性のみ)」③「看護婦(士)」→「看護師」④「准看護婦(士)」→「准看護師」)。
- 3) 青鞥社「そぞろごと(與謝野晶子)」「元始女性は太陽であつた——青鞥發刊に際して(らいてう)」『青鞥1(1)』(青鞥社, 1911年9月1日), 1頁, 37頁。
- 4) 中央公論新社『中央公論28(9)(294)婦人問題號』(中央公論新社, 1913年7月15日)。読売新聞社社史編纂室編『読売新聞八十年史』(読売新聞社, 1955年), 691頁。
- 5) 市川房枝「治安警察法第五条修正の運動(上)」『女性同盟』第1号(1920年11月6日), 24~25頁。
- 6) 平塚らいてう「治安警察法第五条の撤廃と花柳病の男子の結婚禁止 今議會へ請願せんとする二件(1)」『大阪朝日新聞』(1920年1月7日)朝刊。
- 7) 井上輝子『日本のフェミニズム——150年の人と思想』(有斐閣, 2021年12月), 71頁。
- 8) 文部科学省『学制百年史「一 社会教化活動の強化」』, https://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/html/others/detail/1317713.htm, 最終閲覧日2024年9月6日閲覧。
- 9) 井上輝子(2021年12月), 前掲書, 85頁。
- 10) 徳島地方本部編『国防銃後の花』(大日本国防婦人会徳島地方本部, 1942年), 6頁。
- 11) 同上, 17頁。
- 12) 同上, 73頁。
- 13) 愛国婦人会『愛国婦人(85)』(1938年5月, 愛国婦人会), 30頁。愛国婦人会『愛国婦人(92)』(1938年11月, 愛国婦人会), 12頁。
- 14) 「国家総動員法ヲ定ム」JACAR(アジア歴史資料センター)Ref. A02030075800, 公文類聚・第六十二編・昭和十三年・第七十一卷・軍事・陸軍・海軍・国家総動員・雑載(国立公文書館), 1頁, <https://www.digitalarchives.go.jp/img/1729181>, 最終閲覧日2024年10月9日。
- 15) 戦時下における婦人団体の結成やその意義については, 拙稿「銃後の女性達——20世紀前半の日本における婦人団体の結成とその意義」にて詳述しております。(張筑筑「銃後の女性達——20世紀前半の日本における婦人団体の結成とその意義」『コミュニケーション科学』第60号, 東京経済大学, 2024年)。
- 16) 佐藤卓己『「キング」の時代:国民大衆雑誌の公共性』(岩波書店, 2020年1月), 487頁。
- 17) 同上。
- 18) 「昭和14年度労働動員実施計画綱領」(1939年7月4日), 第一章総則, 第二条, <https://ndls>

- earch.ndl.go.jp/rnavi/db/cabinet/s14_15/bib00207, 最終閲覧日 2024 年 10 月 9 日。
- 19) 同上, 第二章一般労務者需給調整方策, 第十二条。
 - 20) 同上, 一般労務者給源別供給目標数, 備考。
 - 21) 「昭和 15 年度労務動員実施計画綱領」(1940 年 7 月 16 日), 内地ニ於ケル一般労務者給源別供給目標数, 備考, https://ndlsearch.ndl.go.jp/rnavi/db/cabinet/s14_15/bib00250, 最終閲覧日 2024 年 10 月 9 日。
 - 22) 「昭和 16 年度労務動員実施計画綱領」(1942 年 9 月 12 日), 第一条一般方針の三, https://ndlsearch.ndl.go.jp/rnavi/db/cabinet/s16_17/bib00347, 最終閲覧日 2024 年 10 月 9 日。
 - 23) 同上, 第二条常時要員一の(一)。
 - 24) 同上, 第二条常時要員, 二の(三)。
 - 25) 「国民勤労報国協力令・御署名原本・昭和十六年・勅令第九九五号」, 第三條, <https://www.digital.archives.go.jp/img/146263>, 最終閲覧日 2024 年 10 月 9 日。
 - 26) 市川房枝『婦人界の動向(婦人年報; 第 1 輯)』(文松堂, 1944 年), 12 頁。
 - 27) NHK 「女性と戦争 知られざる陸軍・女子通信隊」(2022 年 8 月 26 日), <https://www.nhk.or.jp/minplus/0029/topic083.html>, 最終閲覧日 2024 年 9 月 1 日。
 - 28) 今井ぶん「女子通信員」『若き日の防人たち』(八丈三原会, 1981 年 7 月), 174 頁。熊谷直『学徒兵と婦人兵ものしり物語』(光人社, 1994 年 10 月), 215 頁。
 - 29) 熊谷直(1994 年 10 月), 前掲書, 215 頁。山口竹尾「思い出すまに」『若き日の防人たち』(八丈三原会, 1981 年 7 月), 189 頁。中島かつ子「あの頃」『若き日の防人たち』(八丈三原会, 1981 年 7 月), 193 頁。
 - 30) 林茂等編『日本終戦史 上巻』(読売新聞社, 1962 年), 225 頁。
 - 31) 熊谷直(1994 年 10 月), 前掲書, 215 頁。
 - 32) 沼津晴子「女子通信隊に入隊の頃」『若き日の防人たち』(八丈三原会, 1981 年 7 月), 172 頁。
注: 沼津氏の回想では「日米開戦」と表現されているが, これは 1941 年から 1945 年までの太平洋戦争を指しており, 中国との戦いを含む十五年戦争の一部である。
 - 33) 『雲母のしずく: 戦中派の遺言続』(小島瞳, 1982 年 8 月), 242~243 頁。
 - 34) 今井ぶん(1981 年 7 月), 前掲書, 173 頁。
 - 35) NHK(2022 年 8 月 26 日), 前掲資料。
 - 36) NHK(2022 年 8 月 26 日), 前掲資料。
 - 37) 藤倉修一『マイク人生うらおもて』(エイジ出版, 1982 年 5 月), 67 頁。
 - 38) 「禁止職種ニ従事スル男子労務者ニ対スル措置」によって禁止・制限された「①事務補助者②現金出納係③小使・給仕・受付係④物品販売業の店員・売り子⑤行商・呼び売り⑥外交員・注文取り⑦集金人⑧電話交換手⑨出改札係⑩車掌⑪踏切手⑫昇降機運転係⑬番頭・客引⑭給仕人⑮料理人⑯理髪師・髪結・美容師⑰携帯品預り係・案内係・下足番」の 17 種である。出典: 大日本職業指導協会「国民学校職業指導教科書: 教師用 高等科第 1 学年」(大日本職業指導協会出版社, 1944 年), 付録 28~31 頁。
 - 39) NHK 放送史「女子挺身隊 兵器生産へ」(NHK, 1944 年), https://www2.nhk.or.jp/archives/movies/?id=D0009181062_00000, 最終閲覧日 2024 年 9 月 1 日。藤倉修一(1982 年 5 月), 前掲書, 67 頁。
 - 40) 第 750 条の具体的な内容は「家族カ婚姻又ハ養子縁組ヲ為スニハ戸主ノ同意ヲ得ルコトヲ要

働きと産み

- ス」と定められている。(法律情報基盤, 「民法 (明治 29・31 年)」, https://law-platform.jp/hist/129089d/129089_131009/AQLuAQEB, 最終閲覧日 2024 年 10 月 9 日。)
- 41) 国立公文書館アジア歴史資料センター「公営の婚活サービス, 戦前もあったの?」, <https://www.jacar.go.jp/glossary/tochikiko-henten/qa/qa19.html>, 最終閲覧日 2024 年 9 月 6 日。
 - 42) 厚生省予防局編『国民優生図解』(国民優生聯盟, 1941 年), 63 頁。
 - 43) 「国民優生法ノ一部施行期日ヲ定ム」JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. A14100958200, 公文類聚・第六十五編・昭和十六年・第二百二十九卷・衛生・人類衛生 (国立公文書館), 第一條, <https://www.digital.archives.go.jp/img/1700048>, 最終閲覧日 2024 年 10 月 9 日。
 - 44) 同上, 第二條, 第三條。
 - 45) 「人口政策確立要綱ニ関スル件」JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. A03023595500, 公文別録・内閣 (企画院上申書類)・昭和十五年~昭和十八年・第二卷・昭和十六年 (国立公文書館), 第四人口増加ノ方策の一, 出生増加ノ方策の(ホ), 10~11 頁, <https://www.digital.archives.go.jp/img/pdf/632364>, 最終閲覧日 2024 年 10 月 9 日。
 - 46) 同上, 12 頁。
 - 47) 内閣府「写真週報 298 号 昭和 18 年 11 月 17 日号」, <https://www.digital.archives.go.jp/das/image/M2006070421131957747>, 最終閲覧日 2024 年 8 月 31 日。
 - 48) 「人口政策確立要綱ニ関スル件」, 前掲資料, 第四人口増加ノ方策の一, 出生増加ノ方策の(ホ), 13 頁。
 - 49) 文部省『戦時家庭教育指導要項』(文部省, 1942 年), 三, 母性ノ教養訓練。
 - 50) 青鞞社 (1911 年 9 月 1 日), 前掲資料, 37 頁。
 - 51) 市川房枝 (1944 年), 前掲書, 80 頁。
 - 52) 衆議院会議録「第 83 回帝国議会 衆議院 予算委員会 第 2 号 昭和 18 年 10 月 27 日」(衆議院, 1943 年 10 月 27 日), 036。
 - 53) 同上, 037。
 - 54) 岩城とも子「女子通信隊員の思い出」『若き日の防人たち』(八丈三原会, 1981 年 7 月), 191 頁。
 - 55) NHK (2022 年 8 月 26 日), 前掲資料。
 - 56) 軍需省「女子挺身隊制度強化方策要綱」(軍需省, 1944 年 3 月 18 日), 要領一の 2。
 - 57) 同上, 要領一の 5。
 - 58) 大日本職業指導協会出版部『国民学校職業指導教科書: 教師用 高等科第 1 学年』(大日本職業指導協会出版部, 1944 年), 107~116 頁。
 - 59) 同上, 107 頁。
 - 60) 同上。
 - 61) 同上, 109 頁。
 - 62) 同上, 110 頁。
 - 63) 昭和館「昭和館特別企画展 戦中・戦後を生きた女性たち ~妻として母として~」の概要, https://www.showakan.go.jp/main/wp-content/uploads/2023/01/03_josei.pdf, 22 頁, 最終閲覧日 2024 年 9 月 6 日。
 - 64) 同上, 23 頁。
 - 65) 同上。

参考文献

- 市川房枝「治安警察法第五条修正の運動(上)」『女性同盟』第1号(1920年11月6日)。
- ◎市川房枝『婦人界の動向(婦人年報;第1輯)』(文松堂,昭和19),12頁,80頁。
- ◎井上輝子『日本のフェミニズム——150年の人と思想』(有斐閣,2021年12月),85頁。
- ◎『雲母のしづく:戦中派の遺言続』(小島瞳,1982年8月),242~243頁。
- 熊谷直『学徒兵と婦人兵ものしり物語』(光人社,1994年10月),215頁。
- ◎軍需省「女子挺身隊制度強化方策要綱」(軍需省,1944年3月18日),要領一の2,5。
- ◎厚生省予防局編『国民優生図解』(国民優生聯盟,1941年),63頁。
- ◎佐藤卓己『「キング」の時代:国民大衆雑誌の公共性』(岩波書店,2020年1月),487頁。
- ◎衆議院会議録「第83回帝国議院 衆議院 予算委員会 第2号 昭和18年10月27日」(衆議院,1943年10月27日),036~037。
- ◎青鞞社「そぞろごと(與謝野晶子)」「元始女性は太陽であつた——青鞞發刊に際して(らいてう)」『青鞞1(1)』(青鞞社,1911年9月1日),1頁,37頁。
- 大日本職業指導協会「国民学校職業指導教科書:教師用 高等科第1学年」(大日本職業指導協会出版社,1944年),付録28~31頁。
- 中央公論新社『中央公論28(9)(294) 婦人問題號』(中央公論新社,1913年7月15日)。
- 東京市役所編『婦人職業戦線の展望』(白鳳社,1932年),付録1~4頁。
- 中島寧綱『職業安定行政史:江戸時代より現代まで』(雇用問題研究会,1988年3月)。
- ◎八丈三原会委員会編『若き日の防人たち』(八丈三原会,1981年7月),172~174頁,189~193頁。
- 林茂等編『日本終戦史 上巻』(読売新聞社,1962年),225頁。
- 平塚らいてう「治安警察法第五条の撤廃と花柳病の男子の結婚禁止 今議會へ請願せんとする二件(1)」『大阪朝日新聞』(1920年1月7日)朝刊。
- 藤倉修一『マイク人生うらおもて』(エイジ出版,1982年5月),67頁。
- ◎文部省『戦時家庭教育指導要項』(文部省,1942年),三,母性ノ教養訓練。
- 山崎貴子「戦前期日本の大衆婦人雑誌にみる職業婦人イメージの変容」『教育社会学研究第85集』卷19(日本教育社会学会,2009年)。
- 読売新聞社社史編纂室編『読売新聞八十年史』(読売新聞社,1955年),691頁。

URL リスト

- ◎「国民勤労報国協力令・御署名原本・昭和十六年・勅令第九九五号」,第三條,<https://www.digital.archives.go.jp/img/146263>,最終閲覧日2024年10月9日。
- ◎「国民優生法ノ一部施行期日ヲ定ム」JACAR(アジア歴史資料センター)Ref. A14100958200,公文類聚・第六十五編・昭和十六年・第二百二十九卷・衛生・人類衛生(国立公文書館),第一條~第三條,<https://www.digital.archives.go.jp/img/1700048>,最終閲覧日2024年10月9日。
- 国立公文書館アジア歴史資料センター「公営の婚活サービス,戦前もあったの?」,<https://www.jacar.go.jp/glossary/tochikiko-henten/qa/qa19.html>,最終閲覧日2024年9月6日。
- ◎「国家総動員法ヲ定ム」JACAR(アジア歴史資料センター)Ref. A02030075800,公文類聚・第六十二編・昭和十三年・第七十一卷・軍事・陸軍・海軍・国家総動員・雑載(国立公文書館),

働きと産み

- 1 頁, <https://www.digital.archives.go.jp/img/1729181>, 最終閲覧日 2024 年 10 月 9 日。
- ◎昭和館「昭和館特別企画展 戦中・戦後を生きた女性たち ～妻として母として～」の概要, https://www.showakan.go.jp/main/wp-content/uploads/2023/01/03_josei.pdf, 22 頁, 最終閲覧日 2024 年 10 月 9 日。
- ◎「昭和 15 年度労務動員実施計画綱領」(1940 年 7 月 16 日), 内地ニ於ケル一般労務者給源別供給目標数, 備考, https://ndlsearch.ndl.go.jp/rnavi/db/cabinet/s14_15/bib00250, 最終閲覧日 2024 年 10 月 9 日。
- ◎「昭和 14 年度労務動員実施計画綱領」(1939 年 7 月 4 日), 第一章総則, 第二条, 第十二条, 備考, https://ndlsearch.ndl.go.jp/rnavi/db/cabinet/s14_15/bib00207, 最終閲覧日 2024 年 10 月 9 日。
- ◎「昭和 16 年度労務動員実施計画綱領」(1942 年 9 月 12 日), 第一条一般方針, 第二条常時要員一の(一), 第二条常時要員, 二の(三), https://ndlsearch.ndl.go.jp/rnavi/db/cabinet/s16_17/bib00347, 最終閲覧日 2024 年 10 月 9 日。
- ◎「人口政策確立要綱ニ関スル件」JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. A03023595500, 公文別録・内閣 (企画院上申書類)・昭和十五年～昭和十八年・第二巻・昭和十六年 (国立公文書館), 第四人口増加ノ方策の一, 出生増加ノ方策の(ホ), 10～13 頁, <https://www.digital.archives.go.jp/img/pdf/632364>, 最終閲覧日 2024 年 10 月 9 日。
- 内閣府「写真週報 298 号 昭和 18 年 11 月 17 日号」, <https://www.digital.archives.go.jp/das/image/M2006070421131957747>, 最終閲覧日 2024 年 8 月 31 日。
- 法律情報基盤, 「明治民法 (明治 29・31 年)」, https://law-platform.jp/hist/129089d/129089_131009/AQLuAQEB, 最終閲覧日 2024 年 10 月 9 日。
- 文部科学省『学制百年史』「一 社会教化活動の強化」, https://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/html/others/detail/1317713.htm, 最終閲覧日 2024 年 9 月 6 日閲覧。
- ◎NHK「女性と戦争 知られざる陸軍・女子通信隊」(2022 年 8 月 26 日), <https://www.nhk.or.jp/minplus/0029/topic083.html>, 最終閲覧日 2024 年 9 月 1 日。
- NHK 放送史「女子挺身隊 兵器生産へ」(NHK, 1944 年), https://www2.nhk.or.jp/archives/movies/?id=D0009181062_00000, 最終閲覧日 2024 年 9 月 1 日。